

議第 8 5 号

高山市特定市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

高山市特定市営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 6 年 1 2 月 1 日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

特定公共賃貸住宅の一部の公営型特定市営住宅への変更及び特定市営住宅の一部を廃止するため改正しようとする。

高山市特定市営住宅管理条例の一部を改正する条例

第1条 高山市特定市営住宅管理条例（平成7年高山市条例第39号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後						
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 特定市営住宅 <u>第5条</u>に規定する要件を満たす者に使用させるために市が設置した住宅及びその附帯施設をいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(設置)</p> <p>第2条の2 市は、第1条の目的を達成するため、特定市営住宅を<u>次のとおり</u>設置する。</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 特定市営住宅 <u>第5条第1項</u>に規定する要件を満たす者に使用させるために市が設置した住宅及びその附帯施設をいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>公営型特定市営住宅 高山市営住宅条例（平成9年高山市条例第11号）第6条第1項第2号から第5号までに規定する要件を満たす者に使用させるために市が設置した住宅及びその附帯施設をいう。ただし、同条例第2条第1号に規定する市営住宅を除く。</u></p> <p>(4) <u>収入 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号に規定する収入をいう。</u></p> <p>(設置)</p> <p>第2条の2 市は、第1条の目的を達成するため、特定市営住宅を<u>別表第1のとおり、公営型特定市営住宅を別表第2のとおり</u>設置する。</p>						
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>三福寺第1団地</u></td> <td>高山市三福寺町617番地<u>7</u></td> </tr> <tr> <td><u>三福寺第2団地</u></td> <td>高山市三福寺町3471番地<u>6</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	<u>三福寺第1団地</u>	高山市三福寺町617番地 <u>7</u>	<u>三福寺第2団地</u>	高山市三福寺町3471番地 <u>6</u>	
名称	位置						
<u>三福寺第1団地</u>	高山市三福寺町617番地 <u>7</u>						
<u>三福寺第2団地</u>	高山市三福寺町3471番地 <u>6</u>						

<u>南さくら台第2団地</u>	<u>高山市丹生川町町方2000番地46</u>
<u>折敷地若者定住団地</u>	<u>高山市丹生川町折敷地926番地7</u>
<u>折敷地新若者定住団地</u>	<u>高山市丹生川町折敷地141番地30</u>
<u>下保団地</u>	<u>高山市丹生川町下保708番地3</u>
<u>かわせみ団地</u>	<u>高山市清見町大原167番地1</u>
<u>大原第1団地</u>	<u>高山市清見町大原549番地</u>
<u>中島団地</u>	<u>高山市久々野町無数河480番地1</u>
<u>久々野団地(一般)</u>	<u>高山市久々野町久々野1505番地1</u>
<u>飛驒川団地(一般)</u>	<u>高山市久々野町久々野2540番地50</u>
<u>たかね団地</u>	<u>高山市高根町上ヶ洞537番地</u>
<u>作料下団地</u>	<u>高山市国府町広瀬町205番地3</u>

(入居者の資格)

第5条 (略)

(入居者の選考)

第7条 前条の規定により入居の申込みをした者(以下「入居申込者」という。)の数が入居

(入居者の資格)

第5条 (略)

2 公営型特定市営住宅に入居することができる者は、高山市営住宅条例第6条第1項第2号から第5号までの要件を具備する者でなければならない。

(入居者の選考)

第7条 前条の規定により入居の申込みをした者(以下「入居申込者」という。)の数が入居

させるべき特定市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、第5条に規定する資格を有する者（以下「入居資格者」という。）のうちから抽選により行うものとする。

2・3 （略）

（家賃の決定）

第9条 特定市営住宅の家賃は、所得区分に応じ別表に定める額とする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第26条の4 （略）

させるべき特定市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、第5条第1項に規定する資格を有する者（以下「入居資格者」という。）のうちから抽選により行うものとする。

2・3 （略）

（家賃の決定）

第9条 特定市営住宅の家賃は、所得区分に応じ別表第3に定める額とする。

2 公営型特定市営住宅の家賃は、高山市営住宅条例第14条の規定に準じて定める額とする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第26条の4 （略）

（公営型特定市営住宅の管理）

第26条の5 第3条、第4条、第6条から第8条まで及び第11条から第26条の4までの規定は、公営型特定市営住宅の管理について準用する。この場合において、第7条第1項中「第5条第1項」とあるのは「第5条第2項」と、第21条中「所得に」とあるのは「収入に」と、同条第1項中「所得額」とあるのは「収入額」と読み替えるものとする。

改正前

改正後

別表第1（第2条の2関係）

特定市営住宅

名称	位置
<u>三福寺第1団地</u>	高山市三福寺町6 1 7番地7
<u>三福寺第2団地</u>	高山市三福寺町3 4 7 1番地6
<u>南さくら台第2団地</u>	高山市丹生川町町方2 0 0 0番地4 6
<u>折敷地若者定住団地</u>	高山市丹生川町折敷地9 2 6番地7
<u>折敷地新若者定住団地</u>	高山市丹生川町折敷地1 4 1番地3 0
<u>下保団地</u>	高山市丹生川町下保7 0 8番地3
<u>かわせみ団地</u>	高山市清見町大原1 6 7番地1
<u>大原第1団地</u>	高山市清見町大原5 4 9番地
<u>中島団地</u>	高山市久々野町無数河4 8 0番地1
<u>久々野団地（一般）</u>	高山市久々野町久々野1 5 0 5番地1
<u>飛驒川団地（一般）</u>	高山市久々野町久々野2 5 4 0番地5 0
<u>たかね団地</u>	高山市高根町上ヶ洞5 3 7番地
<u>作料下団地</u>	高山市国府町広瀬町2 0 5番地3

別表第2（第2条の2関係）

公営型特定市営住宅

名称	位置
<u>桜ヶ丘団地（公営型）</u>	高山市山口町1 3 0 7番地1
<u>久々野団地（公営型）</u>	高山市久々野町久々野1 5 0 5番地1
<u>上ヶ洞中央団地（公営型）</u>	高山市高根町上ヶ洞5 4 1番地1
<u>奥飛驒温泉郷団地（公営型）</u>	高山市奥飛驒温泉郷一重ヶ根1 0 9 7番地4

別表（第9条関係）（略）

別表第3（第9条関係）（略）

第2条 高山市特定市営住宅管理条例の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後																																		
別表第1（第2条の2関係） 特定市営住宅	別表第1（第2条の2関係） 特定市営住宅																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">三福寺第1団地の項・三福寺第2団地の項（略）</td> </tr> <tr> <td>南さくら台第2団地</td> <td>高山市丹生川町町方2000番地46</td> </tr> <tr> <td>折敷地若者定住団地</td> <td>高山市丹生川町折敷地926番地7</td> </tr> <tr> <td>折敷地新若者定住団地</td> <td>高山市丹生川町折敷地141番地30</td> </tr> <tr> <td>下保団地</td> <td>高山市丹生川町下保708番地3</td> </tr> <tr> <td colspan="2">かわせみ団地の項（略）</td> </tr> <tr> <td>大原第1団地</td> <td>高山市清見町大原549番地</td> </tr> <tr> <td>中島団地</td> <td>高山市久々野町無数河480番地1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">久々野団地（一般）の項～作料下団地の項（略）</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	三福寺第1団地の項・三福寺第2団地の項（略）		南さくら台第2団地	高山市丹生川町町方2000番地46	折敷地若者定住団地	高山市丹生川町折敷地926番地7	折敷地新若者定住団地	高山市丹生川町折敷地141番地30	下保団地	高山市丹生川町下保708番地3	かわせみ団地の項（略）		大原第1団地	高山市清見町大原549番地	中島団地	高山市久々野町無数河480番地1	久々野団地（一般）の項～作料下団地の項（略）		<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">三福寺第1団地の項・三福寺第2団地の項（略）</td> </tr> <tr> <td>南さくら台第2団地</td> <td>高山市丹生川町町方2000番地46</td> </tr> <tr> <td>折敷地新若者定住団地</td> <td>高山市丹生川町折敷地141番地30</td> </tr> <tr> <td colspan="2">かわせみ団地の項（略）</td> </tr> <tr> <td>大原第1団地</td> <td>高山市清見町大原549番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2">久々野団地（一般）の項～作料下団地の項（略）</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	三福寺第1団地の項・三福寺第2団地の項（略）		南さくら台第2団地	高山市丹生川町町方2000番地46	折敷地新若者定住団地	高山市丹生川町折敷地141番地30	かわせみ団地の項（略）		大原第1団地	高山市清見町大原549番地	久々野団地（一般）の項～作料下団地の項（略）	
名称	位置																																		
三福寺第1団地の項・三福寺第2団地の項（略）																																			
南さくら台第2団地	高山市丹生川町町方2000番地46																																		
折敷地若者定住団地	高山市丹生川町折敷地926番地7																																		
折敷地新若者定住団地	高山市丹生川町折敷地141番地30																																		
下保団地	高山市丹生川町下保708番地3																																		
かわせみ団地の項（略）																																			
大原第1団地	高山市清見町大原549番地																																		
中島団地	高山市久々野町無数河480番地1																																		
久々野団地（一般）の項～作料下団地の項（略）																																			
名称	位置																																		
三福寺第1団地の項・三福寺第2団地の項（略）																																			
南さくら台第2団地	高山市丹生川町町方2000番地46																																		
折敷地新若者定住団地	高山市丹生川町折敷地141番地30																																		
かわせみ団地の項（略）																																			
大原第1団地	高山市清見町大原549番地																																		
久々野団地（一般）の項～作料下団地の項（略）																																			

附 則

この条例中第1条の規定は平成27年1月1日から、第2条の規定は規則で定める日から施行する。